

**新旧対照表**  
**【税関職員を保税蔵置場に派遣して行う検査及び貨物確認について（平成26年6月13日財関第605号）】**  
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(制定趣旨)</u></p> <p>法第67条の規定に基づき実施する検査及び貨物確認は、その都度、通関業者が貨物の一部を税関官署に持ち込み、又は税関職員が貨物の蔵置場所である保税蔵置場に赴き実施しているが、一の保税蔵置場に置かれている貨物について、一の通関業者が一の税関官署に行う輸出入申告の件数が著しく多く、日々多数の検査及び貨物確認が継続的に行われる場合には、特例検査及び特例貨物確認を行うことで、貨物の移動を最小限に抑えることが可能となることから、より適正かつ迅速な通関を確保することに資するものと考えられる。</p> <p>また、その場合、通関業者がAEO通関業者（法第79条第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）であり、かつ、保税蔵置場がAEO倉庫業者（法第50条第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）に係るものであって、当該AEO通関業者と当該AEO倉庫業者が同一の者である場合には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 輸出及び輸入に関する業務を適正かつ確実に行う体制が整備されていること（AEO通関業者）</li> <li>ii 外国貨物の蔵置等に関する業務を適正かつ確実に遂行できること（AEO倉庫業者）</li> <li>iii 税関との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合における対処のための措置等を規定する規則を定めていること（AEO通関業者・AEO倉庫業者）</li> </ul> <p>をその認定、承認の要件としていることからすれば、輸出入申告貨物及び蔵置貨物の現況を的確に把握していると考えられることから、税関との協力体制の下、円滑な特例検査及び特例貨物確認を実施することが期待でき、最小限の税関職員を派遣することで貿易円滑化と国際物流におけるセキュリティの確保といった効果を最大限に実現できると考えられる。</p> <p>このような状況を踏まえ、AEO通関業者であり、かつ、AEO倉庫業者である者からの求めがあり、当該者が一定の要件を満たす場合には、特例検査及び特例貨物確認を行うこととして差し支えないこととし、もって貿易円滑化と国際物流におけるセキュリティの確保に資することとするものである。</p>

**新旧対照表**  
**【税関職員を保税蔵置場に派遣して行う検査及び貨物確認について（平成26年6月13日財関第605号）】**  
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 特例検査又は特例貨物確認を認める要件      特例検査又は特例貨物確認は、次に掲げる全ての要件に適合する場合に認めるものとする。      ① 特例検査又は特例貨物確認を求めようとする者(以下「申出者」という。)      )が<u>AEO通関業者</u>(法第79条第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。)      であり、かつ、<u>AEO倉庫業者</u>(法第50条第1項の承認を受けた者をい      う。以下同じ。)であること      ② 申出者の保有する一の保税蔵置場に置かれている貨物について、申出者      が<u>行う輸出入申告の件数が著しく多く、当該輸出入申告に係る貨物につい</u>      て日々多数の検査又は貨物確認が継続的に行われ、又は行われる見込みが      あること等を勘案して、特例検査又は特例貨物確認を行うことが税関及び      申出者双方にとって合理的と認められること      ③及び④ (省略)</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 特例検査又は特例貨物確認を認める要件      特例検査又は特例貨物確認は、次に掲げる全ての要件に適合する場合に認めるものとする。      ① 特例検査又は特例貨物確認を求めようとする者(以下「申出者」という。)      )が<u>AEO通関業者</u>であり、かつ、<u>AEO倉庫業者</u>であること      ② 申出者の保有する一の保税蔵置場に置かれている貨物について、申出者      が<u>当該保税蔵置場の所在地を所轄する税関官署に行う輸出入申告の件数が</u>      著しく多く、当該輸出入申告に係る貨物について日々多数の検査又は貨物      確認が継続的に行われ、又は行われる見込みがあること等を勘案して、特      例検査又は特例貨物確認を行うことが税関及び申出者双方にとって合理的      と認められること      ③及び④ (同左)</p>